

Title	ドイツ憲法の特異性と普遍性（共同研究報告：憲法研究）
Author(s)	豊川, 慎
Citation	聖学院大学総合研究所 Newsletter, Vol.19-2 : 17-18
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/repos/modules/xoonips/detail.php?item_id=2299
Rights	

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

ことが従来歴史家により指摘されてきた。栗城氏はそのような問題意識に反対する最近の研究動向を述べた後、ドイツにおける憲法制定の動きを説明された。「ドイツ憲法」とは全体国家レベルのものと個別国家レベルのものとを含み、君主主義原理がそれぞれの基本原理としておかれている。全体国家レベルに関して言えば、ドイツは1806年に神聖ローマ帝国が崩壊し、1815年に「ドイツ同盟規約」によりドイツ同盟が成立するが、1866年に同盟が解体し、国家統一が再びなされたのは1871年のドイツ帝国の成立時であった。この時、ドイツ帝国憲法（ビスマルク憲法）が制定され、ドイツの全体国家に関わる憲法となった。個別国家レベルの憲法制定の段階的な動向に関しては、前段階として1807年にヴェストファーレン王国で、そして1808年にバイエルン王国で憲法制定が行われている。その後、ナポレオンがドイツを占領した影響もあり、南ドイツ諸国のバーデン（1818年）やヴュルテンベルク（1819年）で憲法制定がなされ、フランスの七月革命の影響の下に、ザクセン（1831年）、クールヘッセン（1831年）、ハノーバー（1832年）などの中部ドイツ諸国において、さらにはフランスの二月革命の影響の下に、プロイセン王国（1848-50年）でそれぞれ憲法制定が行われた。

栗城氏によれば、19世紀ドイツ憲法の基本原理は君主主義原理であり、例えば、バイエルン憲

【憲法研究】

ドイツ憲法の特異性と普遍性

2009年5月11日（月）、聖学院本部新館2階において、2009年度第2回「憲法」研究会が開催された。当研究会の研究代表の一人である栗城壽夫氏（聖学院大学総合研究所特任教授）が「ドイツ憲法の特異性と普遍性」と題する発題を行った（研究会出席者は21名）。以下、発題の概要を記す。

ワイマール憲法体制の確立と崩壊はそれ以前のドイツの歴史が大きく作用し、18世紀以来ドイツは「特別の途」（Sonderweg）を歩んだという



第2回憲法研究会

法第二章第一条には次のような明文規定がある。「国王は国家の元首であって、国家権力のすべての権利をその一身に統合するものであり、それらを国王が決定し、この憲法典のなかに盛り込んだ規定に従って行使する」。明文の規定がない場合でも、不文の憲法原理として憲法の基礎に君主主義原理があると考えられている。この君主主義原理は19世紀前半には君主主義原理と立憲主義とは対立するものであると政府側で捉えられていたが、その適用や意味内容に変化が生じていったことも指摘された。立憲君主制は19世紀においては普遍的なものであり、普遍性の実現の仕方においてドイツ憲法には特殊性があるということであった。

発題後には、大日本帝国憲法のモデルともなった19世紀ドイツ憲法に関してさまざまな角度から活発な質疑応答がなされた。私自身としてはヨハネス・アルトジウスの思想に関心を持つものとして、自然法理論を基礎とする社会契約としての憲法制定要求に関する栗城氏の説明から多くの示唆を受けたことも付記しておきたい。

(文責：豊川慎 聖学院大学大学院アメリカ・ヨーロッパ文化学研究所 博士後期課程)

(2009年5月11日、聖学院本部新館2階)



研究代表 田中浩 聖学院大学大学院・総合研究所教授 (左)、講師 林忠行 北海道大学教授 (右)